

報告事項 イ

現業職員の給与に関する規則の一部改正及び鳥取県高等学校現業職員
労働組合との労働協約の一部改訂について

現業職員の給与に関する規則の一部改正及び鳥取県高等学校現業職員労働組合との
労働協約の一部改訂について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対
する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和7年4月14日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

現業職員の給与に関する規則の一部改正及び労働協約の一部改訂に係る 教育長臨時代理について

令和7年3月17日
教育人材開発課

1 概要

(1) 令和7年2月定例県議会に上程中の「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に準じた「現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」を受け、鳥取県教育委員会の現業職員に係る給与の額等について規定する「現業職員の給与に関する規則」の一部改正及び「労働協約」の改訂を行う。

(2) 現在、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」は令和7年2月定例県議会において上程中であり、3月24日の可決（予定）後に公布、令和7年4月1日付け施行される予定である。

「現業職員の給与に関する規則」の改正及び「労働協約」の改訂についても令和7年4月1日付け施行とする必要があり、4月定例教育委員会の開催を待っている間は処理が間に合わないことから、教育長臨時代理により対応することとする。

(3) 令和6年11月定例県議会で成立した「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に基づき、令和7年4月1日から適用される給料表等の改正に準じて、現業職員の給与等について規定する「労働協約」の改訂を（2）に併せて行う。

2 改正の概要

(1) 令和7年2月定例県議会に上程中のもの

現業職員に支給する手当に在宅勤務等手当を加える。【規則・労働協約】
在宅勤務等手当の額は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。
(月額3,000円) 【規則・労働協約】

(2) 令和6年11月定例県議会で成立し、令和7年4月1日から適用されるもの

- ア 職員の給与に関する条例に定める給料表に準じた給料表に改める。【労働協約】
(初号近辺の号給(3級1～4号)のカットにより、若手・中堅職員の早期昇格時や民間経験者採用等の給与を改善するもの。)
- イ 住居手当の支給対象に再任用職員を追加する。【労働協約】
- ウ 単身赴任手当を新たに採用された職員へ支給可能とする。【労働協約】

3 施行期日

令和7年4月1日とする。

4 スケジュール

- ・令和7年3月14日 各職員団体（合同交渉）と合意
- ・令和7年3月24日 改正給与条例成立、教育長臨時代理による現業給与規則の改正の施行
- ・令和7年3月26日 改正給与条例公布、現業給与規則公布
- ・令和7年4月14日 4月定例教育委員会において報告

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（手当の額） 第4条 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。	（手当の額） 第4条 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額については、給与条例の適用を受ける者の例による。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。